

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、曾爾村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和七年八月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 調査を行った者の名称

曾爾村

二 調査を行った期間

平成二十八年四月一日から令和四年三月十四日まで

三 成果の名称

曾爾村大字太良路の一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

宇陀郡曾爾村大字太良路の一部の地域

五 認証年月日

令和七年八月八日